

滋 障 福 第 2234 号  
平成 30 年(2018 年)12 月 14 日

各障害福祉サービス事業所等 管理者様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

障害福祉サービス事業所等における預り金等の適正な管理の徹底について

今般、県内共同生活援助事業所（グループホーム）において、職員が利用者の利用料等の預り金を横領していた事実が発生しました。

今回の事案は、複数人によるチェック体制で出納事務が行われていなかった等、基本的な管理体制が十分でなかったことにより、不正が行われ、さらに発覚が遅れたものです。

各事業所においては、今一度、利用者からの預り金を含む現金等の取扱いについて管理体制の確認および適正な管理の徹底をお願いします。

なお、国からの預り金に関する通知（平成 18 年 12 月 6 日付障発第 1206002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」）で適正な出納管理として下記の点が最低限必要な要件として示されていますので、留意願います。

#### 記

- (1) 責任者および補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること
- (2) 適正な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること
- (3) 利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 企画・指導係 TEL : 077-528-3544 FAX : 077-528-4853
---